

IKNの企業向け優遇措置^{P1}

IKNの企業向け優遇措置

2023年3月6日、政府は規則 GR-12¹ を発行し、「Nusantara」と命名される首都 (Ibu Kota Negara bernama Nusantara/以下「IKN」) のプロジェクトのための優遇措置を提供します。これらの優遇措置は IKN 法² のもとで導入され、2023年3月6日に公布・発効しています。

GR-12 は、ビジネスライセンス、ビジネス環境、資本投資について規定しています。今回の TaxFlash では、以下の資本投資に関する優遇措置のみを取り上げます：

A. 中央政府の権限に基づく優遇措置：

1. 所得税
2. 付加価値税 (VAT) ・奢侈品販売税 (LST)
3. 輸入

B. IKN の権限に基づく優遇措置：

1. 特別な税金と収入
2. IKN での投資活動を実施するための円滑化、土地の提供、インフラ整備

本 GR の優遇措置は必ずしも新しいコンセプトではありませんが、一般的により恩恵があり、IKN において要件を満たす納税者のみが利用できるものです。

GR-12 の優遇措置は、通常、オンライン・シングル・サブミッション (OSS) または財務大臣 (MoF) 内の電子チャネルを通じて申請することができます。

A. 中央政府の権限に基づく優遇措置

1. 所得税優遇措置

a. IKN および提携地域における法人所得税の減税について

IKN または提携地域 (Daerah Mitra/以下「DM」) への投資額が 100 億 IDR 以上の国内法人納税者は、支払うべき法人所得税の 100% または 50% の減税が認められます。DM とは、カリマンタン島において、IKN 当局と共同で IKN

¹ 政府規則 2023 年 12 号 (GR-12) 2023 年 3 月 6 日公布・発効

² IKN 法律 2022 年第 3 号 (IKN Law) 2022 年 2 月 15 日公布・発効

の経済拠点の建設・開発のために設立され、IKN 当局の政令によって決定される地域のことです。

優遇措置は、投資地域、投資分野、投資期間により、以下のように異なります：

投資分野	投資期間	優遇措置	
		減税期間	減税率
IKN			
インフラ・公共サービス	2023 - 2030	30 年間	100%
	2031 - 2035	25 年間	100%
	2036 - 2045	20 年間	100%
経済復興	2023 - 2030	20 年間	100%
	2031 - 2035	15 年間	100%
	2036 - 2045	10 年間	100%
その他の事業分野	2023 - 2030	10 年間	100%
	2031 - 2045	10 年間	50%
DM			
インフラ・公共サービス	2023 - 2030	25 年間	100%
	2031 - 2035	20 年間	100%
	2036 - 2045	15 年間	100%

納税者は、事業を開始する前に、OSS システムを通じて申請しなければなりません。一旦許可されると、法人税減税は事業を開始した課税年度から適用されます。

GR-12 では、各投資分野の詳細、および法人所得税減税を受けた納税者に適用される義務、禁止事項、制裁について説明しています。

b. 金融センターにおける法人所得税減税と源泉徴収税免除

法人所得税減税優遇措置

IKN 金融センターで金融サービスを行う国内法人納税者及び恒久的施設 (PE) を有する者は、支払うべき法人税の 100% または 85% の減税が認められます。優遇措置は、投資分野と投資期間によって異なります。減税期間は、投資期間が 2023 年～2035 年の場合は 25 年、2036 年～2045 年の場合は 20 年となります。

100% 減税の対象となる投資分野は、銀行、保険、シャリアファイナンスサービスです。この 100% 減税は、IKN/DM における投資または建設、開発、経済活動の資金源として使用される所得に適用されます。

85% 減税の対象となる分野は、以下の通りです：

1. 資本市場、デリバティブ金融、炭素取引所
2. 年金基金
3. 資金調達
4. ベンチャーキャピタル
5. 金融分野における技術革新
6. 保障
7. 国際商品取引
8. 地金取引
9. 信託財産の管理
10. 特別目的金融商品の管理
11. 金融持株会社
12. 金融市場インフラ
13. 金融市場、外国為替およびデリバティブ取引
14. 決済システムサービス
15. その他の金融サービス

85%の法人税減税は、上記 1 および 7 が対象であり、外国人投資家に起因する所得に対して支払われる法人税に適用されます。2~6 および 8~15 の減税は、IKN 内の企業・コミュニティから発生する所得に対して支払われる法人税に適用されます。

この優遇措置の適用を受けるには、納税者は事業を開始する前に、OSS システムを通じて申請する必要があります。一旦承認されると、法人税減税は事業を開始した課税年度から適用されます。

源泉徴収税(WHT)免税優遇措置

IKN 金融センターへの投資によって得られた所得のうち、外国課税対象者が受領・獲得した所得は、10 年間、WHT が免除されます。これは、IKN 金融センターへの最初の資金投入から開始されます。

GR-12 では、事業ライセンスの発行、金融センターエリアの範囲、事業者の義務・権利、ライセンス・事業活動の監視、制裁の発動について詳しく説明しています。

c. IKN への本社・地方事務所の設立・移転に伴う法人所得税の減税措置

IKN に本社・地域事務所(HQ・RO)を設立・移転する国外課税対象者または国内納税者が行うビジネスは、以下の通り、法人税の減税が認められます：

- a) インドネシア国外に少なくとも 2 つの関連組織・事業体(子会社、支店、合併会社、その他類似の事業体)を有すること—国外課税される企業のみ対象
- b) IKN において経済的実質を有すること、および
- c) インドネシアで有限責任会社(Perseroan Terbatas)を有すること

法人所得税の減税は、最初の 10 年間は 100%、次の 10 年間は 50%です。この制度は 2045 年まで有効です。

この優遇措置の適用を受けるには、納税者は HQ・RO の設立・移転が行われた税務年度末から 30 日以内に、OSS システムを通じて申請しなければなりません。承認された場合、法人税減税制度は事業が開始された課税年度から適用されます。

GR-12 では、法人税減税優遇措置を取得した納税者の義務や制裁について、より詳しく説明しています。

d. インターンシップや職業訓練に対する特別優遇措置

IKN において、人材育成のためにインターンシップや職業訓練プログラムを実施する国内法人納税者は、その活動にかかった費用の最大 250%を控除することができる。この制度は 2035 年まで有効です。

この優遇措置を適用するには、納税者が OSS システムを通じて申請する必要があります。

対象となるインターンシップや職業訓練は、以下の通りです：

- a) 職業教育プログラムの一環として、特定の分野における技術や専門知識の習得を目的としたインターンシップ・プログラム：
 - i. 職業教育機関である高等学校、専門学校、または訓練センターの学生、研修生、教師、または
 - ii. 政府によって運営される失業者向けの職業プログラム、および/または

- b) IKN内の高等学校、専門学校、訓練センターセンターのいずれかの職業教育機関において、納税者が指定した当事者が行う職業訓練

e. 研究開発(R&D)活動に対する特別優遇措置

IKNに一定の研究開発活動を行う事業所を持つ国内法人納税者は、一定期間に発生した費用の最大 350%を控除することができます。この制度は 2035 年まで有効です。

この優遇措置を適用するには、納税者が OSS システムを通じて申請する必要があります。

GR-12 では研究開発活動を、IKNにおいて、発明、イノベーションの開発、新しい技術の習得、および・または国家産業の競争力を高める産業発展のために技術を移転する活動と定義します。

f. 公共施設、社会施設、その他の非営利施設の寄付や建設に対する特別優遇措置

IKN内の公共施設、社会施設、その他非営利施設の建設費用を寄付または支払う国内法人納税者は、その支出の最大 200%の控除を受けることができます。この支出の活用は当局長が決定します。この制度は 2035 年まで有効です。

この優遇措置を適用するには、納税者は OSS システムまたは財務省のシステム内の電子チャネルを通じて申請する必要があります。これらを利用できない場合は、オフラインで当局に申請書を提出し、そのコピーを租税局長(DGT)に提出することができます。

条件は以下の通りです:

- a) 前年度の法人税申告書において所得ポジションであること
- b) 課税年度において建設費により損失ポジションとならないこと
- c) 支出は有効な証拠によって裏付けられていること
- d) 寄付が物品および・または建設費の形で行われる場合は、IKN 当局が承認を行うこと

寄付金および・または建設費は、その性質が義務的なものである場合、寄付者の総所得から差し引くことはできません。

g. 政府によって負担される個人所得税の優遇措置

従業員は、以下の要件により、政府が負担するファイナルタックスの形で提供される従業員所得源泉税の源泉徴収について優遇措置を享受することができます:

- a) IKNに居住している
- b) IKN内の税務署に登録されている
- c) 適格雇用主から給与が支給される

適格雇用主とは、以下のようになります:

- a) IKNに居住している、住所を持つ、または事業活動を行っている
- b) IKN内の税務署に登録されている、または IKN内の事業所で登録された税務番号を所有している
- c) 本制度を利用するための通知書を提出し、国税総局(DGT)から認証を取得している

d) 国税総局(DGT)に実現報告書を提出している

この制度では、源泉税 21 条徴収額の計算は行いますが、従業員から差し引くこともなく、政府にも納税しません。この制度は 2035 年まで利用可能です。

以下の場合、本制度の適用を受けることはできません：

- a) 国家公務員、公務員、インドネシア国軍(Tentara Nasional Indonesia)隊員、インドネシア国家警察(Kepolisian Negara Republik Indonesia)隊員の所得
- b) 国家・地域予算からの給与(収入)、および
- c) 源泉税 21 条徴収額が他の税法に基づき別途政府により負担されている場合

h. 零細・中小企業(MSME)に対するファイナルタックスの 0%税率適用

IKN への投資額が 100 億ルピア以下で、一定の要件を満たす国内納税者(PE を除く)は、一定期間、ファイナルタックスの税率は 0%が適用されます。

0%税率は、IKN における年間総売上高が 500 億ルピアまでの場合に適用されます。この優遇措置は、承認された時から 2035 年まで適用されます。

対象となる納税者は以下の通りです：

- a) IKN に居住している、住所を持つ、または支店がある
- b) IKN で事業活動を行っている
- c) IKN 内の税務署に登録されている
- d) IKN に投資を行い、公認機関が発行した MSME 事業資格を持っている
- e) 投資後 3ヶ月以内に申請書を提出している

対象とならない所得は、MSME に対するファイナルタックスにかかる規定である GR-23³で定められているものと同様です(例：個人による特定のフリーランスサービスからの所得、他のファイナルタックスの対象となる所得等)。ただし、GR-12 では、IKN 外で行われたサービスや、IKN 外でサービス受領者が利用したサービスからの所得が追加されています。

実施に関する手続き(申請書の提出、承認書の発行など)は、財務省がより詳細に規定します。

i. 土地・建物所有権の譲渡に伴う所得税の減税措置

IKN における土地・建物所有権を譲渡する納税者は、その土地・建物が買い手にとって IKN における最初の土地・建物取得である場合、所得税の 100%減税が認められます。

免税状(Surat Keterangan Bebas/SKB)を取得するためには、納税者は財務省のシステム内の電子チャネルを通じて申請する必要があります。この制度は 2035 年まで有効です。

実施に関する手続き(申請書の提出、SKB の発行など)は、財務省によってさらに規定されます。

³ 政府規則 2018 年 23 号(GR-23)2018 年 6 月 8 日公布、7 月 1 日発効

2. VAT 不徴収および LST 免除制度について

これらの優遇措置は 2035 年まで有効です。

a. IKN 内の優遇措置

VAT 不徴収

以下の場合、VAT は徴収されません。

a) 特定の戦略課税物資・サービスの提供

- 戦略課税物資とは、特定の建物、IKN で登録された現地生産電気自動車、IKN での準備、建設、移転、開発活動に必要なその他の戦略課税物資を指す。
- 戦略課税サービスは、特定の建物のレンタルサービス、特定のインフラの建設サービス、ゴミまたは廃棄物管理サービス、および IKN における準備、建設、移転、開発活動に必要なその他の戦略課税サービスを指す。

b) 特定の戦略課税物資の輸入

上記の優遇措置は、IKN で新エネルギーまたは再生可能エネルギーを生成する VAT 課税対象事業者 (Pengusaha Kena Pajak) による輸入およびそれに対する納入にも適用されます。

奢侈品販売税免除

IKN で事業活動を行う個人、法人または省庁・機関に対する高級住宅宿泊施設の引き渡しについては、奢侈品販売税が免除されます。

b. DM 内の優遇措置

以下の DM 内の開発に関する建設サービスの提供には、VAT は徴収されません：

- 発電所
- 有料道路、海港、空港
- 浄水の提供

この優遇措置は、上記 A.1.a の DM に基づき法人所得税の減免を受けた納税者のみが利用できます。

VAT 不徴収制度の適用には、一定の申請および行政手続が必要です。これらは、財務省によってさらに規定される予定です。

3. 輸入優遇措置

輸入優遇措置は 2045 年まで有効で、その内容は次のとおりです：

- IKN および DM における公益のために中央・地方政府が実施する輸入にかかる輸入関税および輸入前払い税 22 条の免税、ならびに不徴収 VAT
- IKN および DM の産業、建設、開発活動のための資本財の輸入にかかる輸入関税および輸入前払い税 22 条の免税、ならびに不徴収 VAT、および
- IKN および DM における産業建設・開発用の物品・材料の輸入にかかる輸入関税を免除するもの

輸入関税の免除は、自由貿易区、経済特区、保税地域から引き取られる資本財、商品および材料に適用されます。

上記 b および c の制度は、IKN における下記の建設および開発を支援する DM について、上記 A.1.a に規定された法人所得税の減税を受けた納税者のみが利用可能です：

- 発電所
- 有料道路、海港、空港
- 浄水の提供

保税物流センターから商品を輸入する場合、上記 a および b の輸入税の優遇措置を享受することができる可能性があります。

この優遇措置の申請は、OSS システムを通じて行われます。GR-12 は、これらの優遇措置の詳細な実施要領について説明します。

B. IKN 当局から提供される優遇措置

1. 特別な税金と収入

IKN 当局の提供により、地域の税または収入の減免、軽減、免除が可能です。GR-12 では、これらの優遇措置は以下のように構成されています：

- a. 土地・建物の権利にかかる取得税 (Bea Perolehan Hak atas Tanah dan Bangunan) に対して、一定期間ゼロ税率(0%)が適用されます：
- b. 管理権(Hak Pengelolaan)にかかる利用権(Hak Guna Usaha)、建築権(Hak Guna Bangunan)、使用权(Hak Pakai)の形式での土地に対する権利(Hak Atas Tanah)
 - IKN 当局により承認された抵当権の譲渡、相続、賦課
- c. 一定期間の建築承認および適正機能証明書は、0 ルピアで付与される。

これらの優遇措置は、IKN 当局が定めた優先順位に従って付与されます。

2. IKN での投資活動実施のための円滑化、土地提供、インフラ整備

これらの優遇措置は次のように構成されています：

- a) 企業経営者のための土地・場所の提供
- b) 施設・インフラの提供
- c) 投資の利便性と安全性の提供
- d) 即戦力となる技能労働者へのアクセス

優遇措置・施設、土地の提供、インフラ整備は、設定された優先順位に従って IKN 当局が実施します。

Your PwC Indonesia Contacts:

Abdullah Azis
abdullah.azis@pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@pwc.com

Raemon Utama
raemon.utama@pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@pwc.com

Hasan Chandra
hasan.chandra@pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@pwc.com

Adrian Hanif
adrian.hanif@pwc.com

Hyang Augustiana
hyang.augustiana@pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie-c@pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@pwc.com

Kianwei Chong
kianwei.chong@pwc.com

Sujadi Lee
sujadi.lee@pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@pwc.com

Sukma Alam
sukma.alam-c@pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@pwc.com

Made Natawidnyana
made.natawidnyana@pwc.com

Surendro Supriyadi
surendro.supriyadi-c@pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto-c@pwc.com

Susetiyo Putranto
susetiyo.putranto@pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali-c@pwc.com

Avinash Rao
a.rao@pwc.com

Marlina Kamal
marlina.kamal@pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@pwc.com

Ay Tjing Phan
ay.tjing.phan@pwc.com

Nicholas Sugito
nicholas.sugito@pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@pwc.com

Nikolas Handradjid
nikolas.handradjid@pwc.com

Turino Suyatman
turino.suyatman@pwc.com

Dexter Pagayonan
dexter.pagayonan@pwc.com

Oki Octabiyanto
oki.octabiyanto@pwc.com

William Christopher
william.christopher@pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@pwc.com

Omar Abdulkadir
omar.abdulkadir@pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@pwc.com

Esa Perdana
esa.perdana@pwc.com

Otto Sumaryoto
otto.sumaryoto@pwc.com

Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@pwc.com

www.pwc.com/id



PwC Indonesia



@PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to id_contactus@pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2023 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

